

環境インフォメーション

犬・猫の飼い方について

飼い主のマナーが問われています。周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日を経過したすべての犬は「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

猫は屋内で飼いましょう

屋外は猫にとって危険がいっぱいです。ほかの猫から病気に感染したり、交通事故の危険性や糞尿・いたずらなどで近隣とのトラブルになったりすることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼いましょう。

環境美化につとめましょう

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。散歩中に「糞」をしたときは、必ず持ち帰り適切な方法で処分し、公共の場所や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

不妊・去勢手術を受けましょう

飼い主は、産まれてくる子犬・子猫の将来にも責任を持たなければなりません。動物を捨てることは、動物愛護及び管理に関する法律に規定する「遺棄」にあたり犯罪です。不幸な命を作らないために『産まれない手術』、『産ませない手術』を受けましょう。

野良猫が自宅敷地内に入って困っている場合

市及び県動物指導センターでは、野良猫の捕獲や駆除は行っておりません。

野良猫が庭に寄り付いてお困りの場合は、ホームセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢液などを庭にまくと効果があります。また、ネットを張るなど、猫が侵入できないようにしましょう。

犬はつないで、事故防止に心がけましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。咬傷事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあったりと、様々な事件事故の原因となります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

犬の咬傷事故が発生したら、「茨城県動物指導センター」へ届け出ましょう。

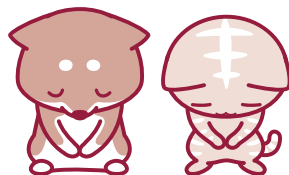
身元証明やマイクロチップなどをつけましょう

迷子をなくすためにも犬には鑑札・狂犬病予防接種済票を付けてください。犬・猫ともに首輪が抜けてしまっても、マイクロチップをつけてあれば身元が分かります。マイクロチップは動物病院でつけられますので相談してください。

また、飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに市及び茨城県動物指導センター、警察署に連絡してください。

野良猫にエサを与えている方へ

エサを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は結果的に野良猫の数をどんどん増やすことになり、近隣トラブルだけでなく、交通事故や病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうことになります。無責任なエサやりはやめましょう。



■問い合わせ■

- 生活環境課 生活環境グループ ☎52-1111 (内線123)
- 地域創生部各支所 山方☎57-2121 美和 ☎58-2111
- 緒川☎56-2111 御前山☎55-2111
- 茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200